

津軽広域水道企業団 公告第2号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 3月 1日

津軽広域水道企業団
企業長 葛西 憲之

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札方法 条件付き一般競争入札（事前審査型）
- (2) 契約種別 津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却
（単価契約）
- (3) 契約概要 津軽広域水道企業団水力発電所で発電する電力のうち自家消費分を除いた余剰電力の売払い
- (4) 契約内容 「津軽広域水道企業団水力発電所売電仕様書（以下「売電仕様書」という。）」のとおり
- (5) 履行場所 津軽広域水道企業団水力発電所（青森県黒石市大字石名坂地内）
- (6) 契約期間 契約締結日の翌日から平成31年7月31日まで
（電力供給期間） 平成30年8月1日0時から平成31年7月31日24時まで
- (7) 準拠法令 日本国の法令
- (8) 使用言語・通貨 日本語・日本円

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号の規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) この公告の日から開札の時までの間に、青森県知事ならびに津軽広域水道企業団規約（昭和49年7月1日青森県指令第4080号。以下「規約」という。）第2条に掲げる市町村（以下、「関係市町村」という。）の長から指名停止の措置を受けていないこと。
※関係市町村とは、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、青森市、藤崎町、田舎館村、板柳町及び鶴田町の6市3町1村。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

- 7号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定により登録を受けた小売電気事業者であること。
- (7) 平成27年度以降において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に係る納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第14条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。
- (8) 過去5年間に、1年間以上の電力の買取実績を有すること。又は、契約金額に仕様書第4条に示す予定発電電力量の3ヶ月相当分を乗じて得た額以上の契約保証金を納付すること。
- (9) 日本国内に、本店を有すること。
- (10) 市町村税、都道府県税、法人税ならびに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。
- (11) 手形交換所により取引停止処分を受け、若しくは主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格審査申請書受付 (期間内必着)	平成30年 3月 2日(金)から 平成30年 4月 2日(月)正午まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	平成30年 4月 4日(水) 予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	平成30年 4月 6日(金) 正午まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	平成30年 4月11日(水) 予定	FAX及び郵送
質問の受付	平成30年 3月 2日(金)から 平成30年 4月 2日(月) 正午まで	FAX (電話:FAX送信連絡のみ)
質問の回答(最終)	平成30年 4月11日(水) 予定	FAX
入札	平成30年 4月18日(水) 午後2時00分	津軽事業部管理本館 2階 大会議室

※ 上記の資格申請受付及び質問の受付は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。時間厳守
なお、各手続き等最終受付日については、正午までの受付とする。

4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ前述2に定める資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参または郵送(書留あるいは簡易書留指定の第一種郵便物)とする。
- (2) 提出書類(下記、1と2に記載の書類を提出するものとする。)
1. 財務状況確認書類(フラットファイルA4判S型で製本すること。)

- ア. 指名競争入札参加資格審査申請書（様式①）
- イ. 法人は登記簿謄本または履歴（現在）事項全部証明書、個人は身分証明書
- ウ. 財務諸表類（直前2年間）
 - ※法人の場合は直前2年間における貸借対照表および損益計算書、個人にあつては所得税確定申告書の写し
- エ. 印鑑証明書（法人の場合は法務局、個人は住居地の市町村）
- オ. 市町村税ならびに都道府県税を現在滞納がないことが確認できる書類（本店、受任先）
- カ. 法人税（申告所得税）と消費税および地方消費税を滞納していない証明書
 - ・法人は、その3またはその3の3
 - ・個人は、その3またはその3の2
- キ. 業者カード（様式②）
- ク. 電気事業法に基づく許可書類の写し
- ケ. 委任状（様式③） 契約などを本店以外に委任する場合
- コ. 使用印鑑届（様式④）
- サ. 誓約書（様式⑤）
 - ※各種証明書類は、申請書提出日の前3ヶ月以内に発行されたものに限る。（鮮明なものであれば写しでも可）
 - ※平成28・29年度津軽広域水道企業団入札参加資格者名簿の物品への登録者、かつ平成30・31年度津軽広域水道企業団入札参加資格審査申請書（物品）の提出者は、「1. 財務状況確認書類」の提出を省略することができる。

2. 入札参加申込書類

- ア. 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式⑥）
- イ. 許認可に関する調書（様式⑦）
 - ・電気事業法（昭和39年法律第170条）第2条の2の規定による登録をした「小売電気事業者」であることを証する証明書類の写し。
- ウ. 実績調書（様式⑧）
 - ・国等発行の履行証明書
 - ・契約書の写しなど実績を確認することができる書類
例として。契約書、検針票、銀行振込金受取書など
- エ. 誓約書（様式⑨）
- オ. 封筒（長形3号）：あて先を記入のうえ返信用82円切手を貼付したもの
※なお、添付する各種証明書類については、鮮明なものであれば複写でも可。

(3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課

青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地（〒036-0325）

(4) その他

- ア. 申請内容について意見を聴取や資料の提出を別途求めることがある。
- イ. 資格の審査結果は、申請者に対してFAXおよび郵送により通知する。
- ウ. 前述2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせすることができる。
- エ. 公平性を欠くおそれがある一定の資本関係または人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

次のいずれかに該当する二者以上の関係があると認められる場合の基準

- ・資本関係（会社法施行規則第3条に規定する親会社ならびに子会社をいう。）
 - 1) 親会社と子会社の関係にある場合
 - 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ・人的関係
 - 1) 一方の会社の代表者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - 2) 一方の代表者が、他方の会社の役員と夫婦関係にある場合
 - 3) 一方の代表者が、他方の会社の役員と親子または兄弟姉妹の関係にある場合で、その者の住所地が同一の場合
- ・その他関係
 - 1) 上記の資本関係または人的関係と同視しうる関係があると認められる場合

5 仕様書の内容についての質問

- (1) 売電仕様書に対して質問がある場合は、FAXにより質問書を総務課へ提出すること。回答は、質問者ならびに申請者全員にFAXで通知する。
※売電仕様書への質問は、様式⑩を使用すること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときには、会計規程第100条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額（会計規程第110条の規定により定めた1kwhあたりの予定単価に売電仕様書第4条に掲げる年間予定発電電力量を乗じて得られた金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）の100分の5の金額を損害賠償金として請求する。
- (2) 契約保証金については次のとおりとする。
 - ① 2競争入札に参加する者に必要な資格（8）に掲げる「過去5年間に、1年間以上の電力の買取実績を有する。」として入札参加資格の認定を受けた者。
 - ・契約保証金は原則として契約金額（1kwhあたりの単価に売電仕様書第4条に掲げる年間予定発電電力量を乗じて得られた金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）の100分の10以上の金額を納付するものとする。
 - ② ①以外の者。
 - ・契約金額（1kwhあたりの単価に売電仕様書第4条に掲げる年間予定発電電力量を乗じて得られた金額の3ヶ月分に相当する額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額以上）の契約保証金を納付すること。

計算式：契約金額（円／1kwh）×年間予定発電電力量 3,500,000（kwh／年）×3（か月分）÷12（月／年）×消費税及び地方消費税率

- (3) 契約保証金については、会計規程第129条の規定により履行保証保険契約を締結した場合など、これを免除することができる。
また、銀行若しくは企業長が確実と認める金融機関の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(4) 契約保証金には、利息を付さないものとする。

契約保証金の納付があった場合には、履行完了後、請求書を受理した日から起算して30日以内に指定する銀行口座へ返金するものとする。

※契約保証金に関しては、様式⑮、⑯を使用すること。

7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

なお、資格審査の結果で有資格者認定をなされたものであっても、入札時点において前述2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 落札者の決定

(1) 開札をした場合において、予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 入札回数は3回限りとする。

なお、不調の場合は地方公営企業法施行令第21条の14第8号の規定により、最高の価格をもって入札をした者と随意契約の交渉を行うものとする。

(3) 郵送及び電送による入札は、認めない。

(4) 代理人をもって入札をさせるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。

(5) 単価契約における見積単価の算出に当たっては、当該見積単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てるものとする。

(6) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札書ならびに委任状についての様式は、様式⑩～⑫を使用すること。

9 契約の締結

(1) 落札決定の翌日から7日以内に契約書を取り交わすものとする。

(2) 落札決定後、契約締結日までの間において、前述2に掲げる資格がなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

※契約書（案）は、様式⑬を使用する予定である。

10 その他

(1) 現場説明は実施しない。

(2) 再度入札において、前回の入札の最高入札金額を下回る額の入札をした者の入札は無効とする。

(3) 本件参加申請に係る費用負担は申請者が負うものとする。

(4) 本件について入札参加申請者または応札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第8項の規定により東北電力株式会社との随意契約に移行する。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団津軽事業部総務課

TEL0172-52-6033

FAX0172-53-2983

様式①

指名競争入札等参加資格審査申請書

平成30・31年度において津軽広域水道企業団で行われる、下記の物件の製造又は買入れに係る指名競争入札等に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

入札参加を希望する製造及び販売の種目

希望順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
種目 No.	013	013								
取扱 No.	046	046								
主な品目	電力供給	電力買取								

※別紙様式による「物品種目No.分類表」を参照の上記載してください。

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団企業長 殿

所在地

(本社・本店)

商号又は名称

代表者氏名

TEL

FAX



業者カード(物品)

様式②-1

申請区別		<input checked="" type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 更新		受付番号		3	0	4	1			<input type="checkbox"/> 内	
申請人 (本店・本社)	商号又は名称のフリガナ														
	住所		〒												
	商号又は名称													実印	
	代表者職氏名													印	
TEL・FAX		TEL										FAX			
受任者 (支店・支社等) ※委任される 場合は必須	商号又は名称のフリガナ														
	住所		〒												
	名称														
	受任者職氏名														
TEL・FAX		TEL										FAX			
営業区分		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 販売		<input type="checkbox"/> 2. 製造				<input checked="" type="checkbox"/> 3. その他							
希望 順位	種目No.	取扱No.	取り扱い内容(具体的に)				受給・供給先など								
1	013	046	電力供給												
2	013	046	電力買取												
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
年間実績高 (売上高等)	直前2年度分						千円		資本金		千円				
	直前1年度分						千円								
	平均						千円								
従業員数 (臨時雇用者 は除く)	事務・営業関係者		技術関係者		その他		合計								
	人		人		人		人								
営業年数	設立(創業)		転廃業(休業)				現組織へ変更		営業年数計						
	年 月		自 年 月 至 年 月				年 月		年						

営業経歴書

事業の沿革					
許認可	名称 番号				
入札参加を希望する製造及び販売の種目					
品目 販売先	電力供給	電力買取		その他	合計
官 公 庁	国				
	県				
	市町村				
民間・個人					
その他					
計					
②生産その他の実績・・・過去1年間の生産、その他(役務等)の実績(品目別)					
品目	製造の請負	工事の請負	役務の提供	その他	合計
実績					

- ※ (1)記載は直前決算によること
- (2)項目は主たるものを記載すること
- (3)千円単位で記入すること

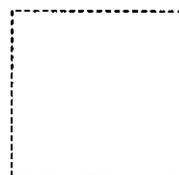
委任状

(支社・支店・営業所・出張所等用)

平成 30 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住 所
委 任 者 商号又は名称
代表者氏名



私は、下記の者を代理人と定め本委任状提出の日から平成31年7月31日までの津軽広域水道企業団との間における契約について、次の権限一切を委任いたします。

住 所
受 任 者 商号又は名称
受任者職氏名



委任事項 (下記1から5までの一切の事項)

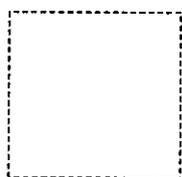
1. 入札書及び見積書の提出について
2. 契約の締結について
3. 代金の請求について
4. 代金の領収について
5. その他契約履行に関する一切について

使用印鑑届

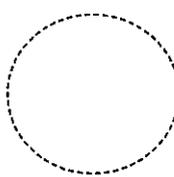
平成 30 年 月 日

使用印（社印は使用印とする場合のみ押印すること）

社印（角印）



代表者印



上記の印鑑は、入札及び見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者 所在地
 商号または名称
 代表者職氏名

実印
 印

私は、津軽広域水道企業団における平成30・31年度指名競争入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認めた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

平成 年 月 日現在の役員等名簿（代表者のみ）

役職	フリガナ		生年月日				性別	住所（町名まで）
	氏	名	年号	年	月	日		

この様式に記載された個人情報は、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

様式⑥

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

連絡先

平成30年 月 日付で公告した条件付き一般競争入札に参加する資格について、別紙書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

件名：津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）

1. 公告日現在の指名停止措置の有無 有 ・ 無

2. 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない。
- (2) 申請前3年以内に、同条第2項に規定する要件に該当していない。
- (3) 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第14条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でないこと。

様式⑦

許認可に関する調書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名 印

平成30年 月 日付で公告した条件付き一般競争入札に係る許認可については、下記のとおりです。

記

件名：津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）

1. 会社概要

会社名		
本社所在地		
最寄の拠点名		
拠点の所在地		
会社設立年月日		
資本金		
主要出資者・割合		
株式上場の有無		
社員数	技術系	
	事務系	
許認可（名称等）		
許認可番号等		
その他		

2. 添付書類

電気事業法に基づく許認可書類の写し。

様式③

実績調書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

印

平成30年 月 日付で公告した条件付き一般競争入札に係る当該実績は、下記のとおりです。

記

件名：津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）

1. 過去5年間の買電実績（※別紙記載可）

契約先	契約期間	年間買電電力量	備考

2. 添付書類

国等が発行する履行証明書または契約書の写しなど。

様式⑨

誓 約 書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申 請 者 住 所

氏 名

⑨

私は、平成30年 月 日付けで入札公告された「津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）」の入札資格審査申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、津軽広域水道企業団企業長が必要と認められた場合には、青森県警察に照会することについて承諾します。

記

自己又は法人その他団体役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

この様式に記載された個人情報は、暴力団排除に関する目的以外には使用しません。

様式⑩

入札説明書等に関する質問書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先（電話）

（FAX）

（Eメール）

公告日	平成30年 月 日
件名	津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）
質問事項	

様式⑫

委任状

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

印

私は、 _____ を代理人と定め平成30年 月 日
津軽広域水道企業団において行う下記件名の入札または見積に関する一切の権
限を委任します。

件名： 津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）
平成30年 月 日公告

受任者は次の印鑑を使用します。

代理人使用印鑑

様式⑬ 電力受給契約書（案） 別掲

様式⑭ 削除

様式⑮

免除決定		
紛務課長	総務チームリーダー	起案
		平成30年 月 日

契約保証金免除申請書

平成30年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

申請者 住所

商号または名称

代表者職氏名

印

「津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）」

上記契約に係る契約保証金を次の理由により免除して下さるよう申請します。

（理由）

- 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結している。
- 保険会社、銀行、農林中央金庫その他企業長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結した。

契約の相手方	契約名	契約年月日	履行年月日	備考
				

- 注1. 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を添付すること。
2. 保険会社、銀行、農林中央金庫その他企業長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結している場合は、当該履行保証委託契約に基づく保険会社の履行保証証券を添付すること。
3. 国または地方公共団体との契約に係る実績については、その実績に係る当該売払人の発行する証明書を添付すること。

様式⑩

契約保証金還付請求書

平成 年 月 日

津軽広域水道企業団 企業長 殿

住所

商号または名称

代表者職氏名

⑩

次の入札に関して、納付した契約保証金について還付請求します。

記

件名：津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）
平成30年 月 日公告

請求金額 金 _____ 円也

（振込先金融機関）

銀行名	銀行 信用金庫 ()		本店 支店 出張所 ()
預金科目	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	-----		

注1. 金融機関の受領印が押された契約保証金納付書兼領収書写しを添付すること。

様式⑬

電力受給契約書（案）

1. 契約名： 津軽広域水道企業団水力発電所で発生する余剰電力の売却（単価契約）
2. 契約期間：平成30年 月 日から平成31年7月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
3. 契約単価：金 . 円（1kwhあたり）
（うち消費税及び地方消費税相当額 金 . 円）
4. 契約保証金： 金 円
 履行保証保険契約により免除
（津軽広域水道企業団水道事業会計規程第129条第1号の規定による。）

売出人 津軽広域水道企業団 と 買受人 _____ 株式会社 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、津軽広域水道企業団水力発電所（以下「企業団発電所」という。）の余剰電力について、次の条項（ただし、第18条（ ）（ ）を除く。）によって契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書を2通作り、当事者押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

売出人 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地
津軽広域水道企業団
企業長 葛西 憲之

㊞

買受人 住所
商号
代表者職氏名

㊞

(総則)

第1条 津軽広域水道企業団(以下「売払人」という。)は、別添津軽広域水道企業団水力発電所売電仕様書(以下「売電仕様書」という。)に基づき、企業団発電所の発生電力のうち自家消費分を差し引いた余剰電力を_____株式会社(以下「買受人」という。)に供給し、買受人はこれを受給した対価を支払うものとする。

(契約の保証)

第2条 買受人は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第4号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を売払人に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は売払人が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の措置に係る契約保証金(契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値)及び保険金額(以下「契約保証金の額等」という。)は、下記のとおりとする。なお、ここでいう契約代金額とは、1kwhあたりの契約単価に売電仕様書第4条に掲げる年間予定発電電力量と消費税及び地方消費税率を乗じて得られた金額をいう。(以下「契約代金額」という。)

契約代金額の100分の10以上

契約代金額の3ヶ月分相当以上

3 第1項の規定により、買受人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証をしたときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約代金額の変更があったときは、契約保証金の額等を下記基準に達するまで、売払人は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、買受人は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

変更後の契約代金額の100分の10以上

変更後の契約代金額の3ヶ月分相当以上

5 第1項第1号の契約保証金には、利息を付さないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(発電場所、受給地点、発電最大出力等)

第4条 第1条の規定に基づく電力の受給は、発電仕様書第2条(履行場所)に記載の発電場所および同第5条(財産分界点及び責任分界点)に記載の受給地点において、これをおこなうものとし、同第6条(発電設備諸元)に記載の発電最大出力、電気方式、周波数、電圧および力率のとおりとする。

ただし、発電仕様書の記載内容に変更が行われる場合は、売払人は事前に変更内容を買受人に連絡するものとする。

(保安責任分界点)

第5条 保安責任分界点は、前条に定める受給地点に同じとし、分界点より企業団発電所側は売払人が、配電路側を東北電力株式会社（以下「送配電事業者」という。）がそれぞれ保安の責めを負う。

(財産分界点および管理補修)

第6条 電気工作物の財産分界点は、前条の保安責任分界点と同一とし、この分界点より企業団発電所側は売払人が、配電路側を送配電事業者がそれぞれ管理・補修する。

(電力受給上の協力)

第7条 売払人と買受人はともに、この電力受給を円滑に行うため、電圧および周波数を正常な値に保持するよう協力しなければならない。

(発電設備の運転等)

第8条 売払人は、企業団発電所における発電設備の運転（附属設備の運転操作を含む。）、点検および保守をするため、発電仕様書第11条に記載事項について行うことがある。なお詳細については、別途売払人と買受人との協議によるものとする。

2 送配電事業者の電気工作物の点検または補修・修繕を必要とする場合、その他運用上または保安上の必要がある場合は、売払人は送配電事業者の求めに応じて余剰電力の供給（以下「送電」という。）の停止または制限を行うものとする。

3 企業団発電所と連系運転している送配電事業者の配電線が停電したときは、売払人は速やかに発電設備の遮断機を自動遮断し、再投入は、売払人と送配電事業者が確認して行うものとする。

4 電気工作物の保安上ならびに水道用水供給事業の運営上緊急を要する場合には、売払人は買受人に予告することなく送電を停止することができるものとする。

(送電電力の計量ならびに検針)

第9条 送電電力の計量ならびに検針は、発電仕様書第9条ならびに同第10条による。

(電力料金)

第10条 電力料金は、前条によって算定した送電電力量に、頭書に記載の1kwhあたりの契約単価を乗じて得た金額とする。ただし、送電電力料金の単位は1円とし、円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(電力料金の支払および延滞金)

第11条 買受人は、前条により計算した電力料金を売払人の発行する納入通知書により支払うものとする。

2 買受人は、売払人の定める納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年率2.7パーセントの割合により計算した延滞金を合わせて納付しなければならない。

(特定契約)

第12条 本契約は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー特措法」という。）第4条に定める特定契約として扱うものとする。

2 売払人が送電する電力については、再生可能エネルギー特措法第2条に定める再生

可能エネルギー電気として扱うものとする。

3 再生可能エネルギー電気を発電する認定発電設備の所在する発電所は、発電仕様書第2条（履行場所）ならびに同第6条第2項（発電設備諸元）のものとする。

（余剰電力の供給期間）

第13条 この契約による余剰電力の供給期間は、「平成30年8月1日0時から平成31年7月31日24時まで」とする。

（記録）

第14条 売払人は、発電仕様書第6条（発電設備諸元）第1項の事項について記録するものとし、買受人の求めに応じてこれを提出するものとする。

（電気工作物の調査）

第15条 売払人ならびに買受人は、この契約に基づく送電に必要な範囲において、それぞれ関係する電気工作物を、事前に連絡のうえ調査することができる。

（売払人の解除権）

第16条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により売払人からの送電に対応するべき期日を過ぎても、買電行為を行う見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第11条に基づく電力料金を納付期限内に支払わないとき。
- (3) 第3条後段によらないで、第三者に権利譲渡した場合。
- (4) 第20条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) 前各項に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 売払人は、前項に規定する場合のほか、買受人（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、買受人又はその支配人（買受人が法人の場合にあっては、買受人又はその役員若しくはその支店若しくは常時売買契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは常時売

買契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

- (8) 買受人が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合の当該契約を除く。)において、売払人が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合において、買受人は、下記に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

□ 契約代金額の100分の10以上

□ 契約代金額の3ヶ月分相当以上

(1)前条の規定によりこの契約が解除された場合。

(2)買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2)買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3)買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債権者等。

(契約保証金の帰属・違約金の徴収)

第18条(A) 第16条の規定によりこの契約を解除した場合において、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときにあっては、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保は、売払人に帰属する。

第18条(B) 売払人は、第16条の規定によりこの契約を解除したときは、契約代金額の100分の10に相当する金額を違約金として、買受人から徴収する。

第18条(C) 売払人は、第16条の規定によりこの契約を解除したときは、契約代金額の3ヶ月分に相当する金額を違約金として、買受人から徴収する。

(損害賠償)

第19条 売払人は、第16条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)又は違約金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として、買受人から徴収する。

(買受人の解除権)

第20条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 買受人は、売払人がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

(2) 買受人は、前号の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、

その損害の賠償を売払人に請求することができる。

(契約の変更)

第21条 天変地変その他の理由により、この契約を継続することが適当でないと認められるときは、売払人と買受人とが協議のうえ定めるものとする。

(契約に要する費用)

第22条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(解除に伴う措置)

第23条 この契約が解除された場合において、買受人は、送電の既納部分に対する電力料金相当額を支払わなければならない。

(契約保証金の還付)

第24条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、買受人がこの契約を履行したとき、又は第17条第1項若しくは第20条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、買受人に還付するものとする。

(その他の協議事項)

第25条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて、売払人と買受人とが協議のうえ定めるものとする。

2 この契約に係る訴訟の提起または調停の申立てについては、青森地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

津軽広域水道企業団水力発電所
売電仕様書

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

(適用)

第1条 本仕様書は、津軽広域水道企業団水力発電所発電電力売却について適用する。

(履行場所)

第2条 履行場所は次のとおりとする。

津軽広域水道企業団水力発電所（青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地）

(契約期間等)

第3条 契約期間は、契約締結日の翌日から平成31年7月31日までとする。なお、余剰電力の供給期間は、平成30年8月1日0時から平成31年7月31日24時までとする。

(予定売却電力量)

第4条 予定発電電力量 約3,500,000kWh/年

予定売却電力量は、運転計画の変更、発電設備の運転状態又は故障等により変動する可能性があるが、津軽広域水道企業団（以下「売払人」という。）は、その予定売却電力量に拘束されるものではなく、その量に増減があったとしても、何らの義務を負わないものとする。

(財産分界点及び責任分界点)

第5条 東北電力株式会社の津軽広域水道線1号柱より引き込んだ津軽広域水道企業団総合浄水場の構内柱上に敷設した区分開閉器の電源側接続点とする。

(発電設備諸元)

第6条 本発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第2項の規定に基づき、平成28年12月に再生可能エネルギー発電設備として認定を受けている。

1. 最大出力 640kW
 2. 最大使用水量 1.537 m³/s
 3. 最大有効落差 59.51m
 4. 水車形式 クロスフロー水車
 5. 発電機形式 横軸三相同期発電機
 6. 電気方式 交流3相3線式
 7. 周波数 50Hz
 8. 連系電圧 6,600V
 9. 力率 0.9
- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定等
1. 発電設備区分 X：特定水力発電設備（200kW以上1000kW未満）
 2. 認定日 平成28年12月8日
 3. 設備ID X674835B02
 4. 調達価格 21円/kWhに消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額

5. 調達期間

平成29年8月1日から20年間

(託送供給契約等)

第7条 買受人は、本発電設備と電力系統を連系する東北電力株式会社（以下「送配電事業者」という。）と託送供給契約等の締結が必要となる場合は、買受人の責任と負担で送配電事業者と当該託送供給契約等を遅滞なく締結するものとする。

2 売払人は、発電者として前項の託送供給約款等を遵守するものとし、買受人が託送事業者と託送供給契約等を締結する際に必要な協力を行うものとする。

3 売払人は、買受人が託送供給契約等を締結する際に、本契約に係る場合に限り、買受人が接続検討回答書を必要な範囲で使用することを認めるものとする。

4 託送供給契約等の締結及び履行その他発電電力の接続供給に必要な費用（系統連系申込及びそれに伴う工事費負担金を除く）は、買受人が全て負担するものとする。

(発電電力の取扱い)

第8条 売払人が買受人に売却した発電電力は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーとして扱うものとする。

(発電電力の計量)

第9条 発電電力の計量は、送配電事業者が設置する取引用電力量計を介して行うものとする。

2 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、直ちに買受人にその旨を連絡し、その期間内の発電電力量については、その都度売払人と買受人が協議して決定するものとする。

3 送配電事業者との託送供給契約等を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属装置（以下「通信装置等」という。）を設置又は変更する必要がある場合は、買受人の負担でこれを行うものとし、設置場所及び時期については協議により決定するものとする。

4 通信装置等の設置の必要が無くなった場合は、買受人の負担でこれを撤去するものとする。

(発電電力の検針)

第10条 発電電力量の検針は、原則として毎月1日に前月分の計量を売払人が行い、その結果を毎月10日までに買受人に文書により報告し、互いに確認するものとする。

(水力発電設備の年次点検等による発電停止)

第11条 発電設備の年1回の点検により、1週間程度、発電を停止する場合がある。

また、取水設備及び導水管は、水道用水供給事業と併用している設備であり、総合浄水場設備の工事及び点検整備業務等により不定期に発電を停止する場合がある。

(秘密の保持)

第12条 買受人は、本契約により取得した売払人の情報についてはこれを適正に管理し、当該情報の紛失・漏洩等が生じないよう万全の対策を講じるとともに、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。本契約期間終了後又は本契約の解除後においても同

様とする。

ただし法律に定める所定の手続きによる場合及び予め売払人の承諾を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第13条 過去5年間の発電電力量の実績（予定売却電力量）は別紙のとおり。

津軽広域水道企業団水力発電所

発電電力量実績[kWh] (予定売却電力量)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平均	※平成29年度
4月	271,693	289,978	298,885	325,870	327,656	286,852	0
5月	375,953	374,397	382,855	389,202	398,560	377,735	0
6月	355,550	352,608	366,179	356,364	370,461	358,112	0
7月	317,134	327,266	331,699	346,603	332,893	325,366	0
8月	275,278	290,196	298,983	311,412	294,304	288,152	252,490
9月	231,869	290,887	236,654	238,151	248,557	253,137	198,980
10月	249,264	271,159	252,620	246,298	246,435	257,681	227,610
11月	294,519	226,724	277,372	261,060	269,935	266,205	266,990
12月	318,544	320,305	333,123	304,977	313,047	323,991	275,770
1月	305,237	296,371	326,390	290,545	306,987	309,333	271,570
2月	219,995	240,947	239,295	244,694	241,501	233,412	
3月	242,950	165,557	225,588	237,225	117,015	211,365	
合計	3,457,986	3,446,395	3,569,643	3,552,401	3,467,351	3,498,755	1,493,410

※平成29年度について

4月から7月までの期間は、水力発電設備の更新工事中であり、発電はしていない。

8月から発電開始しており、数値は1月末までの送電電力量であり参考値である。

津軽広域水道企業団水力発電所

位置図

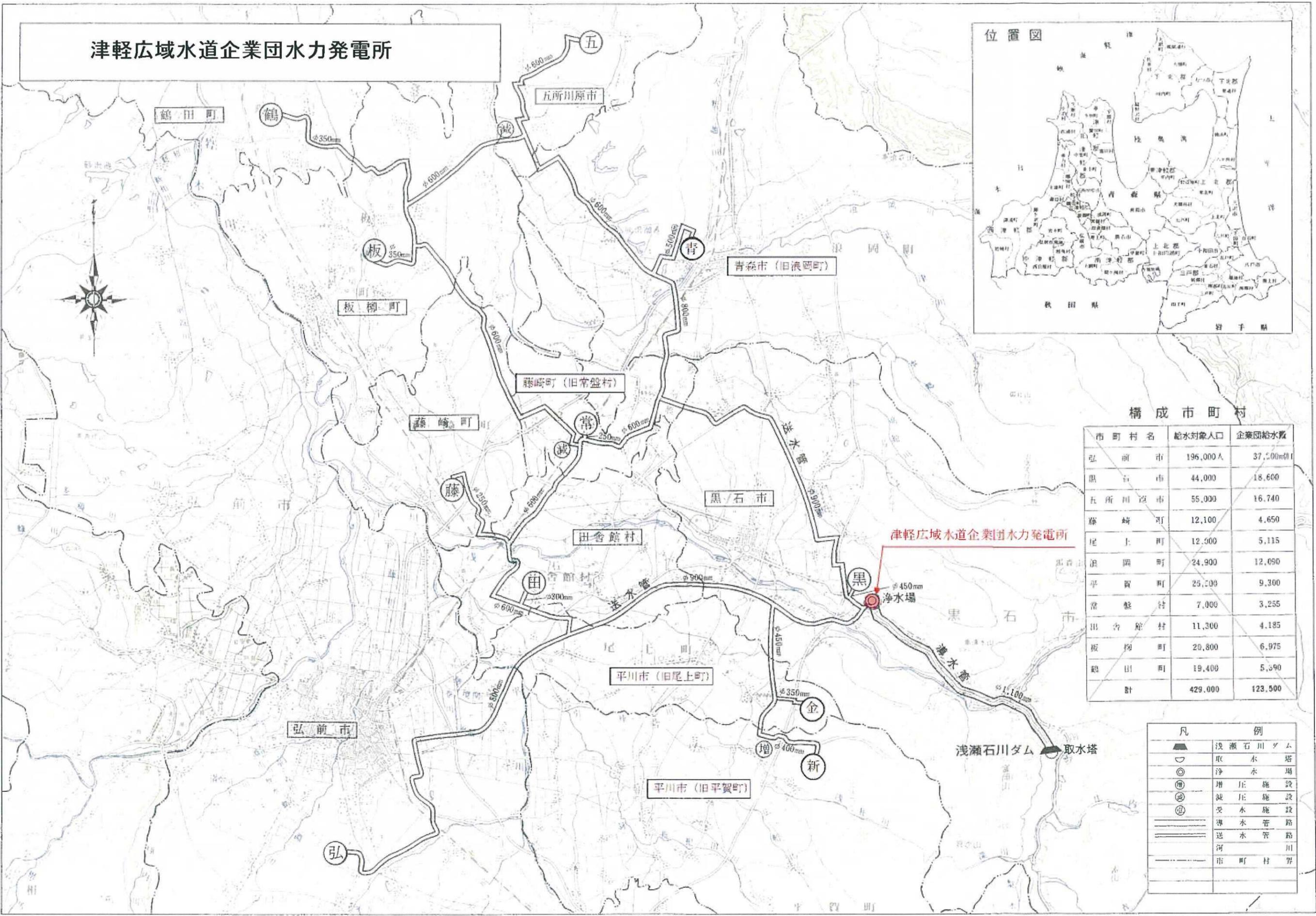


構成市町村

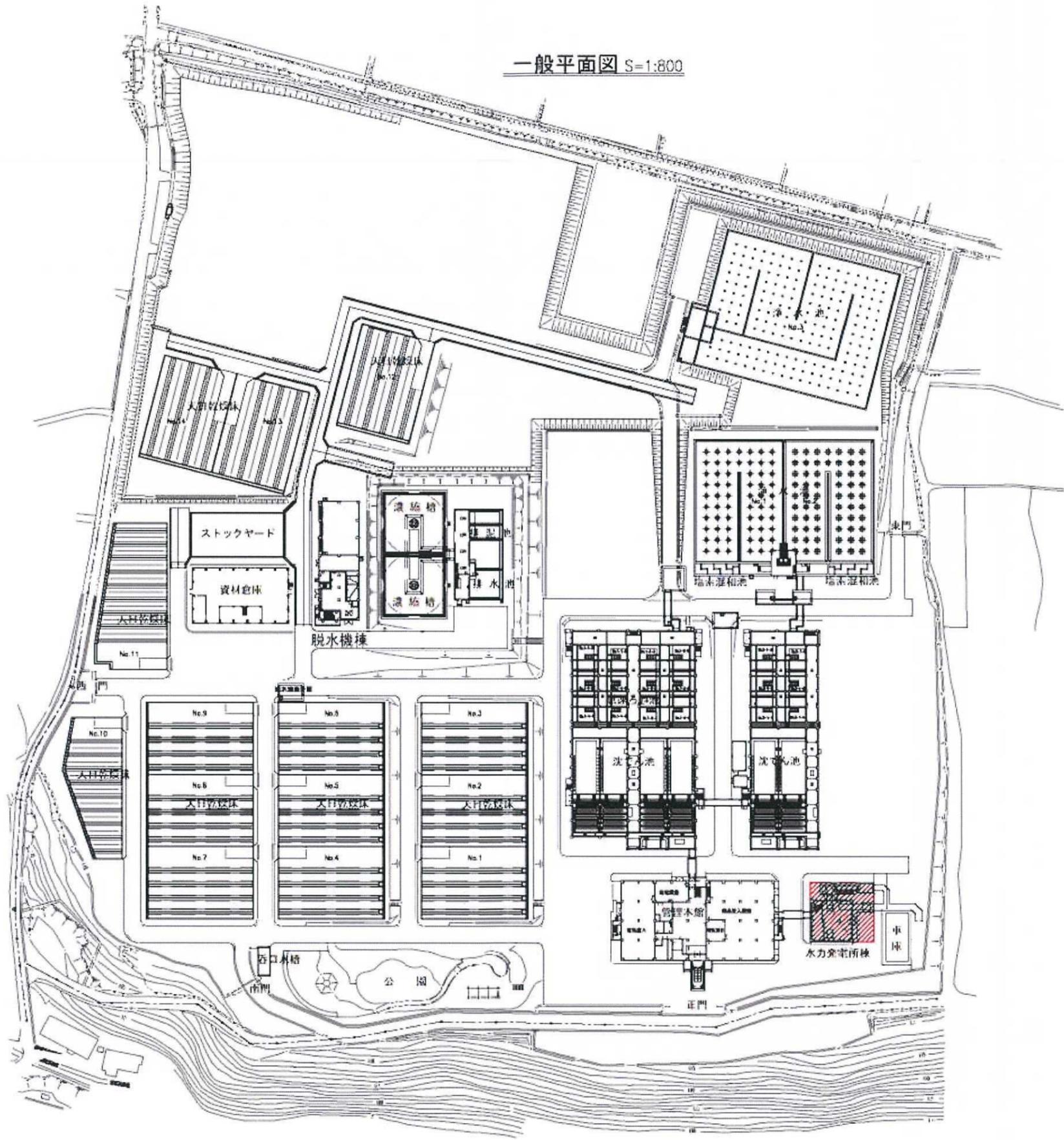
市町村名	給水対象人口	企業団給水量
弘前市	196,000人	37,500m ³ /日
黒石市	44,000	18,600
五所川原市	55,000	16,740
藤崎町	12,100	4,650
尾上町	12,900	5,115
浪岡町	24,900	12,090
平賀町	25,700	9,300
常盤村	7,000	3,255
田舎館村	11,300	4,185
板柳町	20,800	6,975
鶴田町	19,400	5,390
計	429,000	123,500

凡	例
	浅瀬石川ダム
	取水塔
	浄水場
	増圧施設
	減圧施設
	受水施設
	導水管路
	送水管路
	市町村界

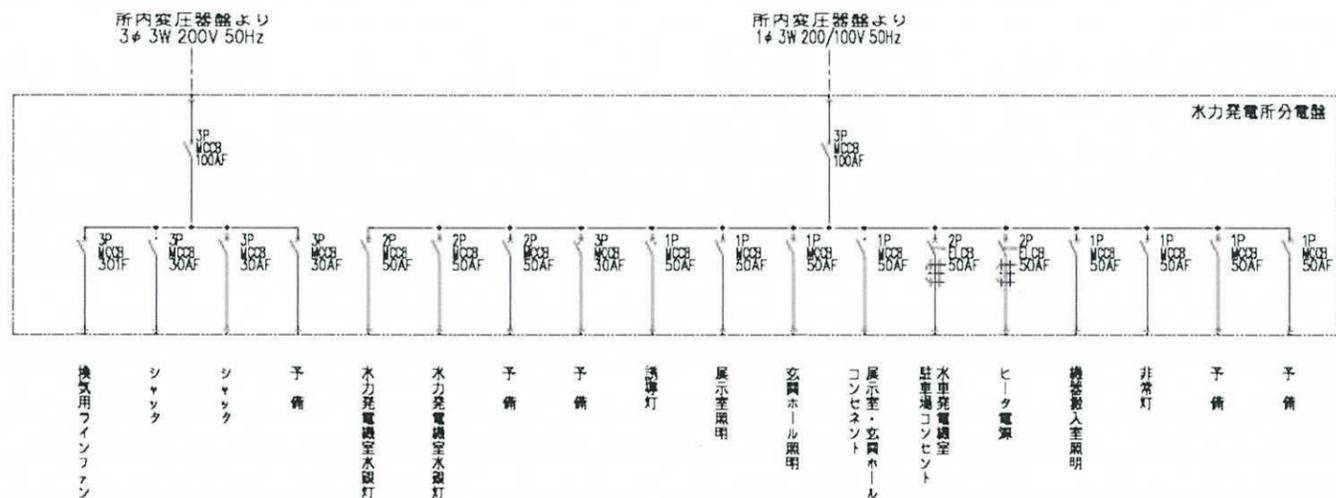
津軽広域水道企業団 津軽事業部



一般平面図 S=1:800



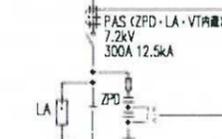
津軽広域水道企業団水力発電所 単線結線図



取引計器盤 *電力会社支給



東北電力(株)より
3φ 3W 6.6kV 50Hz



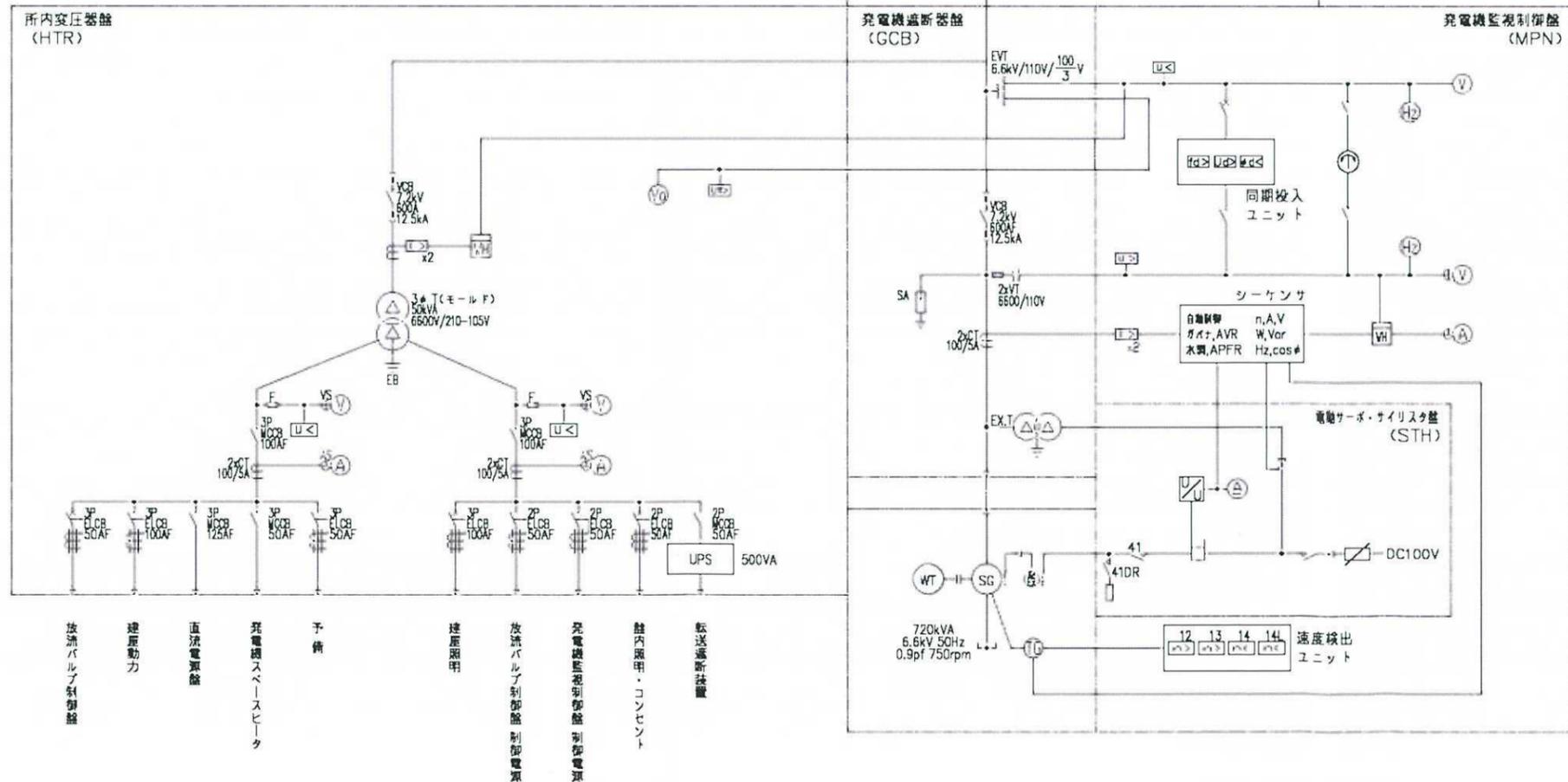
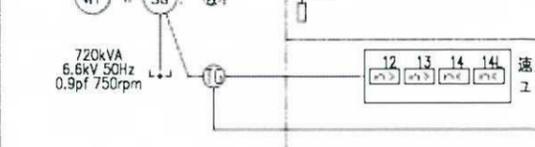
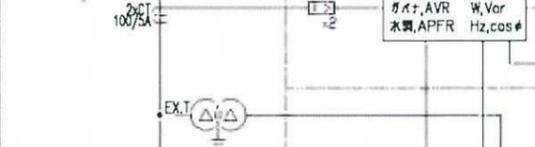
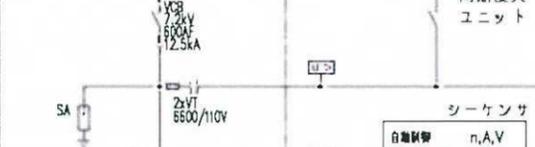
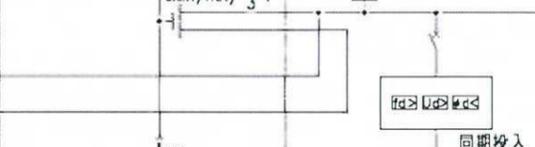
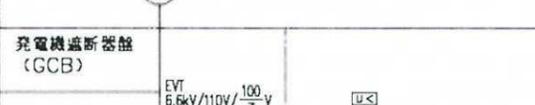
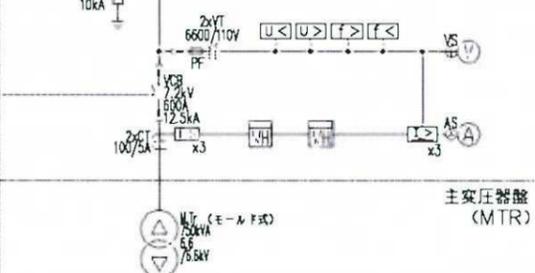
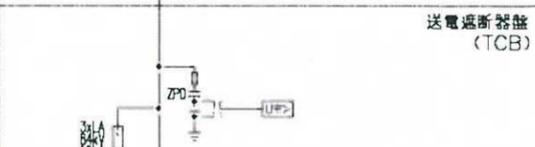
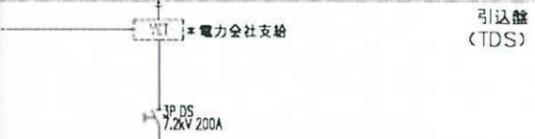
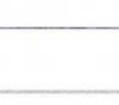
引込盤 (TDS)



転送遮断信号



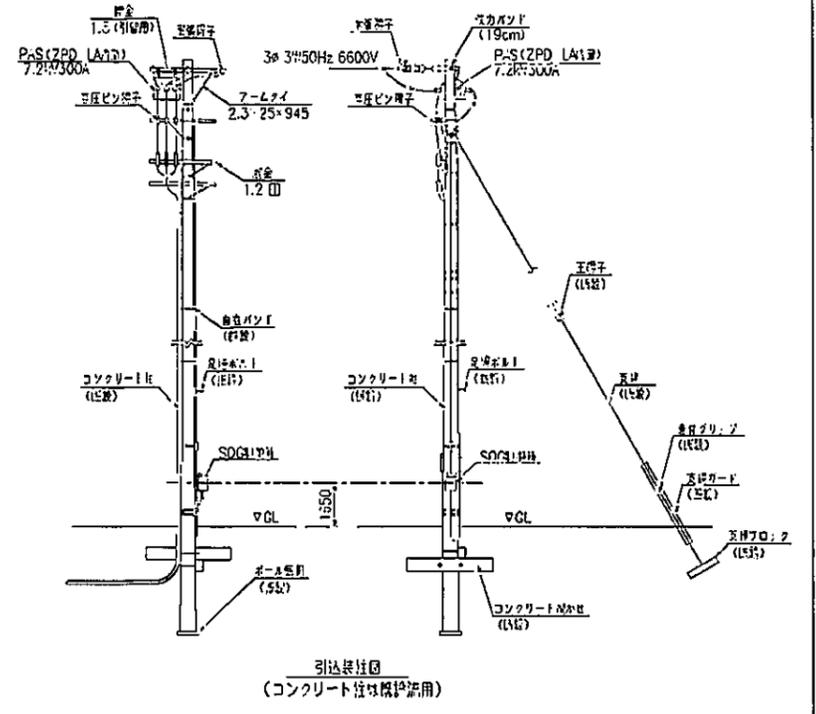
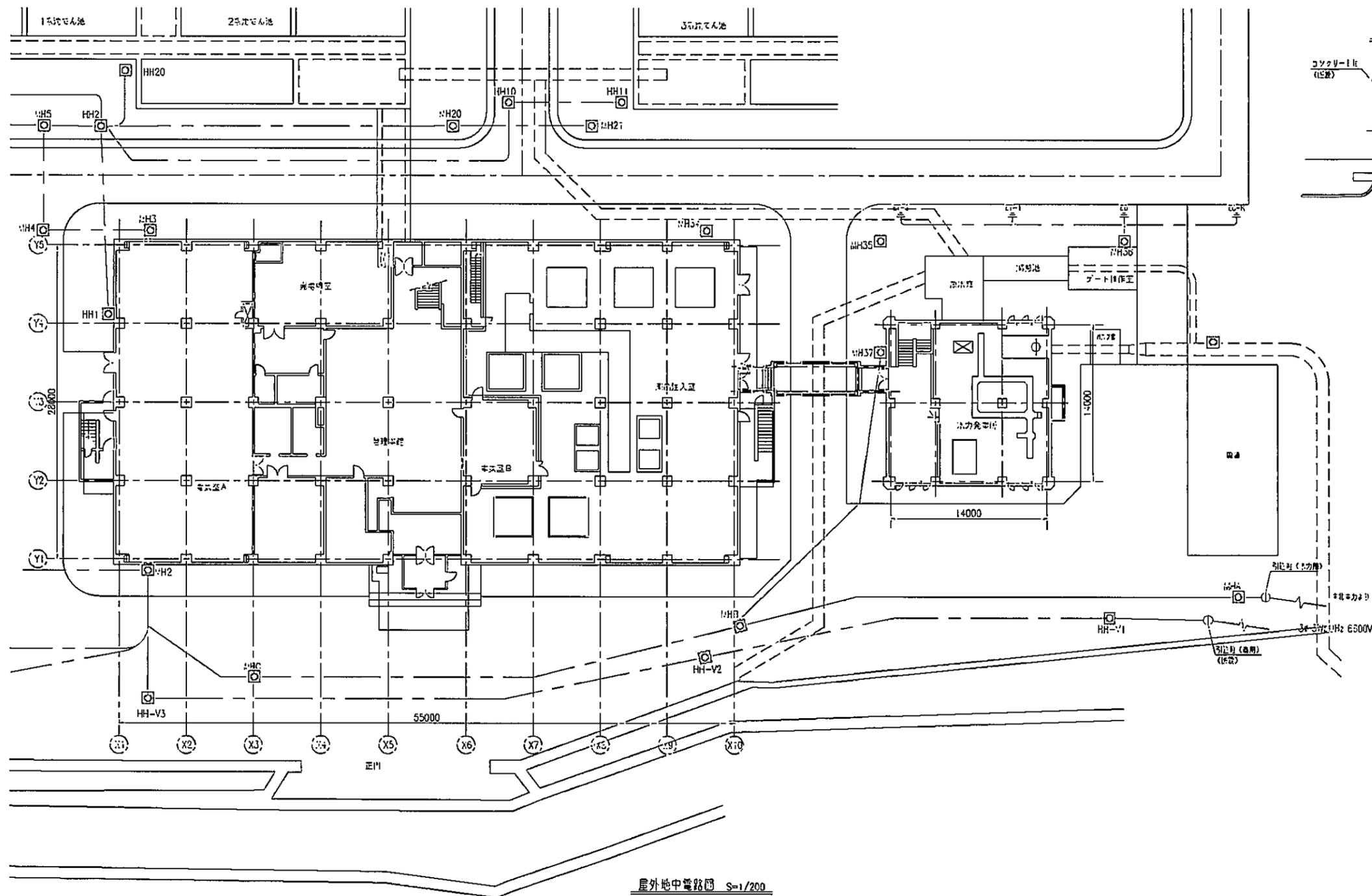
主変圧器盤 (MTR)



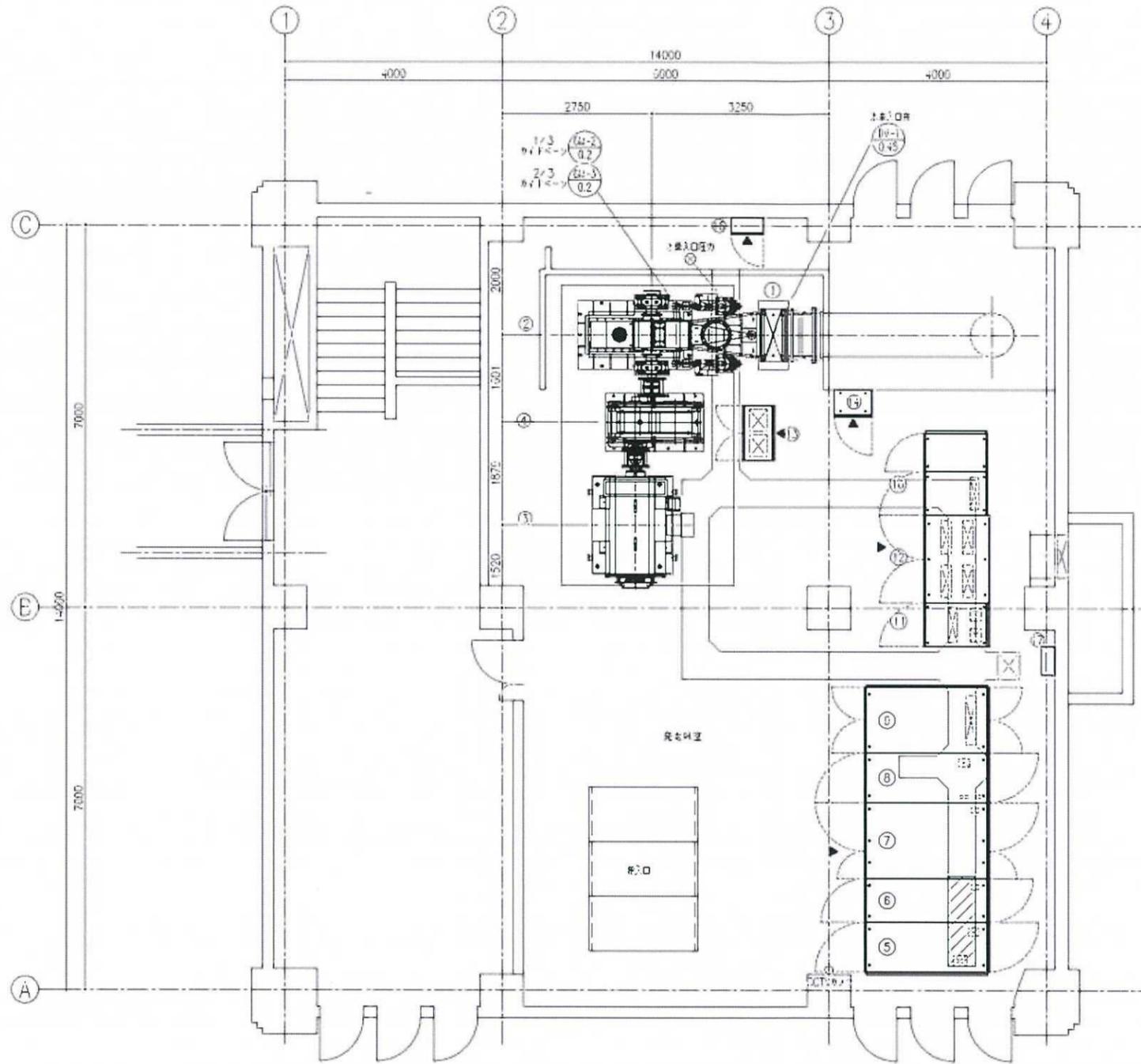
凡例

記号	名称	記号	名称
VCT	取引計器用変成器	▽▽	電圧変換器
PAS	柱上気中負荷開閉器	▽▽	周波数変換器
LA	避雷器	▽▽	電力変換器
ZPD	零相遮断器	▽▽	周波数変換器
IS	断路器	▽▽	電流変換器
VCB	真空遮断器	▽▽	過速検出器
VT	計器用変圧器	▽▽	同期速度継電器
CT	計器用変流器	▽▽	低速検出器
EVT	接地形計器用変圧器	▽▽	速度調整装置
ZCT	零相変流器	▽▽	同期検出装置
3φT	三相変圧器	▽▽	交流不足電圧継電器
1φT	単相変圧器	▽▽	交流過電流継電器
MCCB	配線用遮断器	▽▽	自動力率調整器
MC	電磁接触器	▽▽	自動電圧調整器
SC	進相コンデンサ	▽▽	交流過電圧継電器
SR	進相コンデンサ用自列リアクトル	▽▽	電圧平衡継電器
ELCB	漏電遮断器	▽▽	地絡過電圧継電器
+	界磁スイッチ	▽▽	交流電力方向継電器 又は 地絡方向継電器
		▽▽	電圧継電器
▽	電圧計	▽▽	地絡継電器
△	電流計	▽▽	短路方向継電器
▽	周波数計	▽▽	逆電力継電器
▽	力率計		
▽	電力計		
▽	積算電力量計		

津軽広域水道企業団水力発電所



津軽広域水道企業団水力発電所



設備一覧表

記号	名称	型式	備考
①	水車入口弁		
②	クロスフロー弁	VT	
③	発電機油断油検知機	SG	
④	制御盤		
⑤	引込盤	TDS	
⑥	逆電流検出機	TCE	
⑦	主変圧機	STR	
⑧	発電機冷却機	GCB	
⑨	蒸気圧力機	HTR	
⑩	冷却機	DCH	
⑪	電動カーボ・ワイリス機	STH	
⑫	発電機油断油検知機	SHF	
⑬	計測機	GPI	
⑭	冷却機	DVF	
⑮	水車入口弁(水車入口弁)	LCB032G	
⑯	水車入口弁	PH	
⑰	引込機	WH	電力会社より

2階設備配置図 S=1/50